

平成 30 年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業  
(発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業)  
成果報告書 ( I )

実施機関名 (滋賀県教育委員会)

1. 問題意識・提案背景

(1) 県全体

本県では、小・中学校の通常の学級において、発達障害等により特別な教育的支援を受ける必要がある児童生徒の割合が平成 29 年度には約 12%と、全国平均の 6.5%を大きく上回る状況となっており、発達障害の特性を的確に理解し、その児童生徒に対する専門性の高い指導、支援を行うことが急務である。同時に、発達障害のある児童生徒が、地域で育ち地域で生きるためには、学校とともに保護者や関係機関が緊密な連携を図り、個別の教育支援計画の作成や活用などによって、早期からの切れ目のない一貫した指導、支援を進めていくことが重要である。

そのため、平成 30 年度は、前年度に引き続き、文部科学省委託事業「発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業」を受託し、小・中学校における効果的な教科指導の充実をめざした。

(2) モデル地域

今回、モデル地域として選定した 2 市町については、平成 28 年度文部科学省委託事業「発達障害早期支援研究事業」に取り組んだ実績がある。そこで、この成果をさらに積み上げ、より一層充実した研究を進めるために、「発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業」に取り組み、発達障害に関する教職員の専門性向上を図りたいと考えた。

また、両市町教育委員会と市町の発達障害者支援センター（支援室）とが、これまでから緊密な連携を図り、発達障害のある子どもへの指導、支援について取組を進めてきた地域であり、本研究において、実践事例を集約できるものと考えた。

2. 目的・目標

ア 指定校における研究教科指導の充実・研究成果の発信

- ・モデル地域における発達障害指導の核となる指定校へ、特に学習障害の特性に応じた専門的な指導、支援を行うための教科教育スーパーバイザー（本県では「発達障害支援アドバイザー（以下アドバイザー）」を配置し、発達障害の特性を的確に理解できるよう専門的な観点から指導・助言を得ることで、教科（小学校国語科・算数科、中学校国語科）におけるつまづくポイントを整理し、効果的な指導・支援について検討し実施する。
- ・教科指導法研究事業運営協議会を開催し、モデル地域内の取組内容について成果や課題を整理した。学習上のつまづくポイントに対する効果的な指導方法や通常の学級の授業における具体的な指導方法についても研究を行う。

- ・教科の学習上のつまずきに対して有効と思われる指導方法について、研究成果を県内へ発信することで、本県全体の発達障害のある子どもへの指導、支援の強化、特別支援教育の推進につなげる。

#### イ モデル地域内の専門性向上

- ・助言・指導の必要性が生じた学校・園にアドバイザーを派遣し、発達障害の可能性のある児童生徒の対応等について、アドバイザーから指定校での知見を生かした専門的な指導・支援についての助言を行い、モデル地域内の専門性の向上を図る。
- ・「ユニバーサルデザインによる授業の工夫」「教科の学習上のつまずきから困難さを示す児童生徒への対応」等について指導・助言を得ることで、教員の授業力向上や発達障害に対する理解促進、専門性の向上を図り、さらに事例を蓄積する。
- ・研修会等で、アドバイザーが講義を行い、発達障害についての理解を促進すると共に、教科の学習上のつまずきから困難さを示す児童生徒に対する指導方法および指導の方向性の在り方等の専門性を高める機会とする。

### 3. 主な成果

#### (1) モデル地域の市町教育委員会や指定校の取組「教科指導における好事例の蓄積」

- ・県内のモデル地域における発達障害指導・支援研究の核となる指定校へ、障害特性に応じた専門的な指導、支援を行うためのアドバイザーの派遣を行った。拠点校では、アドバイザーを活かし、以下の流れによる教科指導の取組が定着してきた。
  - ①支援の必要な児童生徒も含めた学級全体への丁寧な教科指導
  - ②支援が必要な児童生徒のつまずきの背景や原因を検討
  - ③視覚支援や学習形態、学習教具の工夫等の具体的な実践
  - ④つまずきに対する有効な手立ての明確化
  - ⑤児童生徒の変容を見取りながら、必要に応じて変更や調整を加える等、個々の児童のつまずきや状態にあった支援の実践
- ・教育委員会の主導のもと、アドバイザーという専門家の見立てや助言を支えに、児童生徒への適切な指導や支援を継続して行うことができ、教員は自信を持って教科指導や支援に当たることができた。
- ・指定校の取組だけで終わらず、モデル地域全体へ研究成果を波及させることができた。

#### (2) 県教育委員会における取組「発達障害指導拠点地域を育成し、実践を県内へ発信」

本事業の関係者による研究会議を開催し、モデル地域の取組内容について成果や課題を整理し、特に学習面の困難さによる学びにくさのある子どもの早期発見や教科指導法のあり方について、研究の方向性を確認した。通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒への指導・支援は、文部科学省における本委託事業連絡協議会での指導・助言や参考文献を活用し、図1のように捉え、検証した。



- モデル地域等における研究内容やその成果を、事例集「子どもたちの『わかった』『できた』を増やそう！ 特別支援教育の視点を生かした授業づくりヒント集」としてまとめることができた。本ヒント集では、通常の学級における教科指導（小・中学校「国語科」・小学校「算数科」）の実践を中心に、図1の第1層、第2層における指導・支援の工夫を記述し、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に見られる「困難さ」に対して、「授業における工夫」と一斉指導中に行う「個に応じた手立て」を提示するように努めた。

子どもたちの「わかった」「できた」を増やそう！

特別支援教育の視点を生かした  
授業づくりヒント集

平成31年(2019年)3月  
滋賀県教育委員会

○はじめに

○教育上特別な配慮を必要としている子どもたちの理解と授業における支援ヒント集9項目（「つまずきの整理表」を活用した授業）

- 本ヒント集の活用にあたって ..... 1
- 1 話を聞くことが苦手な子に対して ..... 3
- 2 自分の思いを伝えたり話したりすることが苦手な子に対して ..... 9
- 3 文章を読むことが苦手な子に対して ..... 14
- 4 文章を書くことが苦手な子に対して ..... 19
- 5 算数が苦手な子に対して ..... 24
- 6 自分の考えをまとめることが苦手な子に対して ..... 29
- 7 気が散りやすい子に対して ..... 32
- 8 落ち着きのない子に対して ..... 36
- 9 衝動的な言動が目立つ子に対して ..... 42
- 「つまずきの整理表」(様式) ..... 45
- 参考文献 ..... 47

事例集「子どもたちの『わかった』『できた』を増やそう！ 特別支援教育の視点を生かした授業づくりヒント集」より抜粋（表紙と目次）

- 研究内容とまとめた取組を、モデル地域における協議会をはじめ、市町教育委員会特別支援教育担当者協議会等において県内に広く発信することができた。
- 滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域連携推進会議インクルーシブ教育専門委員会主催の「特別支援教育フォーラム」を、平成30年12月22日（土）に滋賀大学教育学部

を会場に開催した。「どうつながる？通常の学級と通級指導教室 ～通常の学級で学ぶ子どもへの支援に活かす～」をテーマとし、小・中学校通常の学級担任と小学校通級指導教室担当、中学校通級指導教室担当3名のシンポジストそれぞれの立場からの話題提供後、熱心に議論を行うことができた。県内外より小学校、中学校、特別支援学校の現職教員、教員をめざす学生・院生など164名の参加を得たことから、通常の学級と通級指導教室の連携による支援の重要性を再確認することができた。会場には、昨年度までの2年間受託した文部科学省委託事業「通級による指導担当教員等専門性充実事業」の成果物や県内の通級指導教室で活用している教材を展示し、研究成果を披露する場とした。

・このように、様々な機会を活用し、県全体の特別支援教育の推進を図ることができた。



「特別支援教育フォーラム」（平成30年12月22日）の様子より

#### 4. 取組内容

##### ① 教科の学習上のつまずきなど特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法及び指導の方向性の在り方の研究

###### (1) 対象とした学校種、学年

小学校 第3学年・第4学年、中学校 第2学年

###### (2) 教科名

小学校国語科・算数科、中学校国語科

###### (3) 実施方法

###### ア. 教科指導法研究事業運営協議会の設置状況、活動内容

- ・教科指導法研究事業運営協議会をモデル校にて基本月1回実施し、国語科・算数科を核とした教科指導法研究の実施方法について確認。
- ・県教育委員会作成の共通様式「つまずきの整理表」の活用方法や、教科指導法研究についての内容を以下のとおり確認した。

###### (内容)

- ・「つまずきが心配される児童生徒の様子」を想定し、授業における指導・支援を3段階（①授業の工夫 UD化、②個への配慮、③個に特化した指導）に整理する。
- ・授業実践後、2つの視点（①集団への授業、②個への指導）で評価を行い、つまず

きの整理表を完成させる。

- ・つまずきの整理表とともに教育上特別な配慮を必要としている子どもたちの特徴の具体的な姿を9つの項目に示し、具体的な姿に合わせた集団指導と個への配慮を実践する。
- ・モデル校での実践を中心に、研究成果物「子どもたちの『わかった』『できた』を増やそう！ 特別支援教育の視点を生かした授業づくりヒント集」としてまとめる。
- ・研究成果は、モデル地域における研修会だけではなく、市町教育委員会特別支援教育担当者協議会等の会議や保護者向け情報誌「教育しが」等を活用し、県内に広く発信する。

| 学年 教科                                     |   | 単元名                  |   |                    |
|---|---|----------------------|---|--------------------|
| ①目標 (内容)                                  |   |                      |   |                    |
| ②想定されるつまずきやすいポイント (つまずきが心配される児童生徒の様子から想定) |   |                      |   |                    |
| ↓   |   |                      |   |                    |
| ③-2・3の内容は、個別の指導計画へ反映                      |   |                      |   |                    |
| ③-1 授業の工夫 (UD化)                           | + | ③-2 個への配慮 (集団内)      | + | ③-3 個に特化した指導 (集団内) |
|   |   |                      |   |                    |
| ④集団への授業の評価 (授業後、①に対して)                    |   | ⑤個への指導の評価 (授業後、②に関連) |   |                    |
| ③-3 個に特化した指導 (特別な場)                       |   |                      |   |                    |

### 滋賀県教育委員会作成 「つまずきの整理表」

事例集「子どもたちの『わかった』『できた』を増やそう！ 特別支援教育の視点を生かした授業づくりヒント集」より抜粋

## イ. 教科教育スーパーバイザーの配置状況、活動内容

### 【教科教育スーパーバイザー（発達障害支援アドバイザー）について】

- ・ 2つのモデル地域それぞれに、週4日（1日6時間）、年間35週程度の派遣
- ・ 言語聴覚士、臨床発達心理士、特別支援教育の専門性の高い小学校長OB等

### 【おもな活動】

- ①支援を必要としている児童生徒の教科学習におけるつまずきの見立て
- ②授業における指導方法の改善・工夫につながる助言
- ③個に即した指導・支援に対する助言
- ④モデル地域における特別支援教育推進に関する助言（研修会の講師）

## ウ. 本事業のために受託団体が実施した研修・指導主事の訪問等

### (i) 県教育委員会と市町教育委員会事業担当による指定校訪問

- ・ 事業趣旨説明・連絡等
- ・ アドバイザーの学校訪問に随行（有効な教科指導法を関係者とともに検討）
- ・ 事業の進捗状況の確認及び今後の計画の立案
- ・ 研究成果の検証
- ・ 研究成果の発信

### (ii) 研修

- ・ 幼小中合同コーディネーター会議でのアドバイザーによる講話  
「学習につながる基礎的な力の育成を目指して」
- ・ アドバイザーによる校内研修の実施及び研究授業における助言
- ・ 小中特別支援教育コーディネーター連絡協議会におけるアドバイザーによる指導講話および指定校の実践報告から研究成果の発信
- ・ 市町教育委員会特別支援教育担当者協議会における研究成果の発信（県教育委員会事務局特別支援教育課本事業担当）

## (4) 取組の概要

### ア. 教科における学習上のつまずきを把握するための方策

- ・ 発達検査の結果の分析（市町発達支援センターとの連携）
- ・ 医療機関からの助言を得て支援方法の検討
- ・ アドバイザーによる児童観察と助言
- ・ 学級担任による学習指導および児童観察（「個別の指導計画」の内容に反映）
- ・ 視覚機能チェックリストの実施し、個に合った有効な指導・支援を検討・実践

## イ. 実施した指導方法（工夫した点）

### (i) 授業における全体指導、個への指導について

#### (ア) 小学校国語科・中学校国語科

#### ①全体指導

- ・ 学習に見通しを持たせる

- ・視覚支援
- ・授業構成・学習形態の工夫
- ・自己選択の場の設定
- ・教室環境の構造化
- ・「聞く」ことへの支援
- ・「読む」ことへの支援

#### ②個への指導

- ・机間指導による個別の支援
- ・理解を助ける支援
- ・「読むこと」の向上へつなげるための支援
- ・「書くこと」の向上へつなげるための支援

### (イ) 小学校算数科

#### ①全体指導

- ・多様でメリハリのある授業展開
- ・思考の流れがわかる視覚的なまとめの工夫
- ・具体物の提示や操作活動の導入
- ・授業の導入の工夫「学習課題への意識付け・興味付け」
- ・グループ活動の計画的な導入
- ・書く力を高める工夫
- ・理解を助ける手立て  
子ども同士のつながり 振り返りができる環境の整備

#### ②個への支援

- ・量の軽減
- ・視覚支援 お手本シート、九九表等の活用
- ・効果的な励ましと支援

### (ii) 個別指導について（別室を活用した指導、通級による指導との連携）

- ・通級指導教室の利用による連携  
通級指導教室での指導において、「注意集中」や「眼球運動」を改善するためのトレーニング、漢字の字形を整えることにつながる文字学習の基礎等、個に特化した指導を実施している。限られた時間での通級による指導内容が在籍学級においても活かせるよう、学級担任と通級指導担当とが対象児童の変容を見取り連携することを大切にすることができた。

## 5. 今後の課題と対応

- ・発達課題を持つ児童生徒にとっては、学習環境となる通常の学級における友達関係や学級の雰囲気はとても重要である。特に国語科での話すことや聞くことの指導においては親和的な学級集団づくりが土台となることを改めて実感できた。
- ・特別支援教育の専門性を有するアドバイザーの定期的な派遣により児童生徒のつまずきの

背景や有効な支援について助言を得たことは、学級担任や教科担任にとって指導や支援を俯瞰する機会になった。また、適切な支援の実施が、対象児童の主体的な学習や教科内容の理解につながったことで、教員が支援の重要性を再確認することができた。

- ・児童生徒が「わかった!」「できた!」と実感できる学習は、教員がきめ細かな授業を行う授業改善への意識の向上や発達障害への理解促進につながった。教科における学習上のつまずきのある児童にとって有効な支援が継続して行われるよう、本研究での実践を活かした学校体制での授業改善の取組は重要であり、教員の専門性の向上は急務である。
- ・発達障害の特性のある児童生徒は、そのつまずきが多岐にわたり、個別の支援の手立てもそれぞれ異なることが多い。本事業の取組を通して、そういった支援を必要とする児童生徒の姿が見えるようになった教員は増えてはいるものの、日々の授業のなかで個々の特性に必要な細やかな対応とその準備ができる状態には至っていない。個々の教職員がそれぞれに適切な指導や対応をしていくためには、さらなる時間と継続的な取組が必要と考えられる。
- ・丁寧な支援を行うことは大切であり、その必要性和有用さは理解しているものの、1時間単位における授業の進度や深まりを維持しつつ支援を継続して実践することには難しさがある。幅広く深い学習を望む児童のニーズと発達障害の特性のある児童生徒のニーズを両立させるためには、教師個々の指導力の向上が求められる。障害特性は個々により違い、また、つまずきの背景も異なる。この原因を見極め、適切な支援を行うには、学校における特別支援教育体制の構築の他、医療や福祉等の専門家との連携は大切である。
- ・通常の学級に在籍し発達障害により特別な教育的支援を必要としている児童生徒は年々増加している。その一人ひとりに有効な支援をどのように行っていくかが課題であるが、通常の学級における学びの利点の一つである「児童生徒が相互に対話し学び合うこと」を大切にしたい。教師一人による一対多の授業の中での個別の配慮の有効な手立ての一つとして、児童生徒同士の学び合い・助け合いの場の機会とその方策を考えていくことが、今後、より重要になってくると考える。
- ・発達障害の課題の顕著な児童生徒に対しての指導や支援は、やはり通級指導教室と連携し実施していくことが不可欠である。ここ数年間の変化から、通級指導教室の利用が増加していくことが予想される。通級指導教室を効果的に運営するために、教室経営や利用する児童の判断基準を明確にし通常の学級との連携を大切にしたい通級指導教室のあり方を検討する必要がある。
- ・支援方法や指導方法を共有することで、同じ視点で子どもに関わることができるようになってはきたが、校種が変わったり、校内体制が変わったりするタイミングにおいてその積み上げが失われる不安がある。体制の変化に左右されずに安定した実践ができるよう、管理職をはじめアドバイザー、通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーターが協力して、各学年における推進リーダーを計画的に育成していく必要がある。



・教科指導法研究事業運営協議会の設置状況、今年度の活動内容

| 実施時期            | 実施内容   |
|-----------------|--|
| 平成 30 年 4 月     | 教科教育スーパーバイザーを決定し派遣開始（各モデル地域）                                     |
| 平成 30 年 4 月より   | モデル地域連絡会議開催（原則 毎月開催）   |
| 平成 30 年 4 月     | 第 1 回研究事業運営協開催（実施計画の確認：各モデル地域にて）                                 |
| 平成 30 年 4 月     | 第 1 回市町特別支援教育担当者協議会開催（実施計画と前年度の実践発表）                             |
| 平成 30 年 6 月     | 幼小中合同コーディネーター会議開催（モデル地域にて）                                       |
| 平成 30 年 8 月～9 月 | 第 2 回研究事業運営協議会開催（中間報告：各モデル地域にて）                                  |
| 平成 30 年 10 月    | 第 2 回市町特別支援教育担当者協議会開催（中間報告）                                      |
| 平成 30 年 12 月    | 滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会インクルーシブ教育専門委員会主催<br>「特別支援教育フォーラム」開催（滋賀大学教育学部にて） |
| 平成 31 年 1 月     | 小・中学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会開催（研究成果の普及：<br>各モデル地域にて）                 |
| 平成 31 年 2 月     | 意見交換会（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課にて）<br>「滋賀県における通級指導の取組等について」            |
| 平成 31 年 3 月     | 第 3 回市町特別支援教育担当者協議会開催（実践発表）<br>第 3 回研究事業運営協議会開催（実践発表）            |

## 6. 問い合わせ先

組織名：滋賀県教育委員会

- (1) 担当部署 滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課
- (2) 所在地 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号
- (3) 電話番号 0 7 7 - 5 2 8 - 4 6 4 1
- (4) FAX 番号 0 7 7 - 5 2 8 - 4 9 5 7
- (5) メールアドレス tokushi@pref.shiga.lg.jp